

公的統計の整備に関する基本的な計画の別表の検討状況等

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

通し番号	3
項目	3 人口・社会、労働関連統計の整備 (2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備
具体的な措置、方策等	国民生活基礎調査（基幹統計調査）の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。
実施時期	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
平成26年度中の検討状況又は進捗状況等	<p>・第Ⅱ期基本計画で、引き続き「試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する」（平成28年調査の企画時期までに結論）とされたことから、平成26年に実施を予定していた試験調査は、概算要求に盛り込まれたものの、財政当局の査定により実施することはできなかった。そのため、試験調査に代わる方法として以下を実施し、その内容を有識者検討会へ報告し、評価いただいた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全自治体等を対象とした一斉アンケート調査の実施 2 調査協力機関へのヒアリング 3 平成20年度試験調査結果の活用 <p>上記について総合的に検討した結果、統計委員会の答申（平成25年1月25日付け諮問第45号の答申）を踏まえた調査計画の見直しによって、目的とする所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大を実行することが可能かどうかについては、①大幅な調査事項削減によっても、調査対象者及び地方公共団体等の負担は必ずしも軽減されないこと、②削減される調査事項の中には厚生労働行政の根幹に関わるものが多く、失われる情報と得られる新たな情報との見合いで妥当とはいえないとの指摘があること、③調査時期の統一及び調査ルート一元化によっても、増加する業務に支障なく対応することについて地方公共団体の組織体制により実情に大きな差があることなどから、調査実施者としては、事実上困難であると判断する。</p>